

熊取町不妊・不育治療費助成事業 申請案内

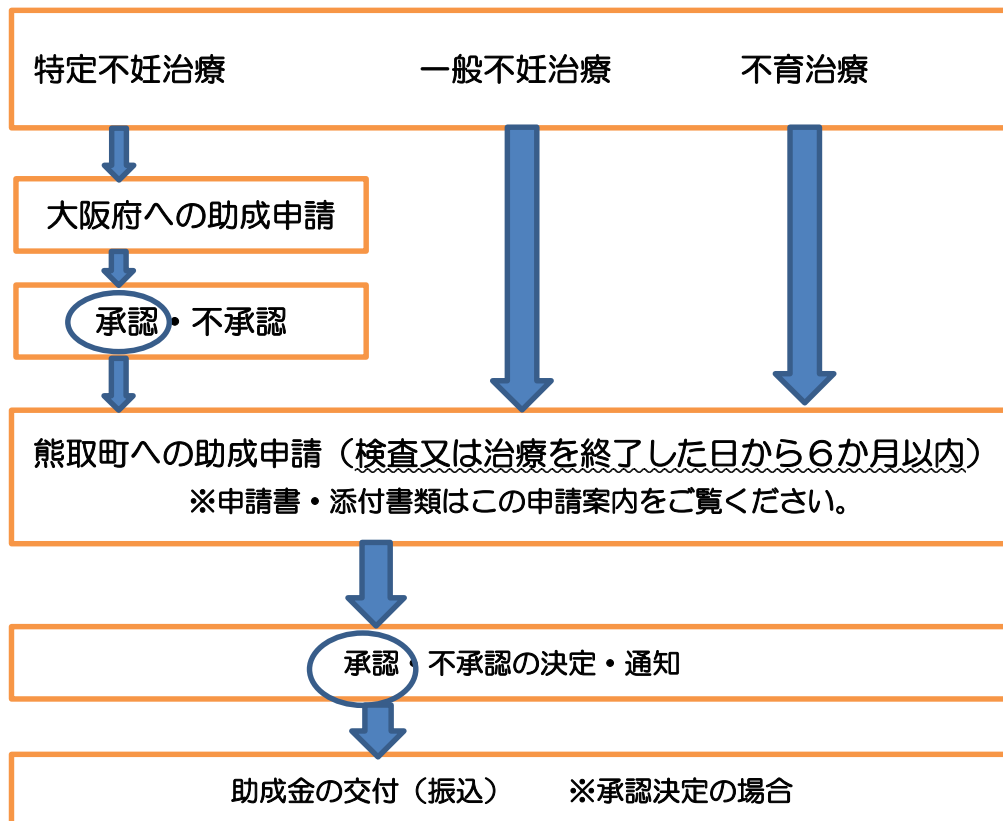
～対象は平成28年4月1日以降の治療分から～

熊取町不妊・不育治療費助成事業とは、不妊症及び不育症の検査・治療をうけるご夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外の検査・治療費用の一部を助成する事業です。

助成事業を受けるには、いくつかの要件や必要書類があります。

この申請案内をよくお読みいただき、該当される方は、すくすくステーション（熊取町子育て支援課子育て・母子支援グループ）まで申請してください。

<申請の流れ>



(問い合わせ)

すくすくステーション

(熊取町健康福祉部子育て支援課子育て・母子支援グループ(熊取ふれあいセンター2階))

住所：大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

電話：072-452-6294 FAX：072-453-7196

熊取町ホームページ：<http://www.town.kumatori.lg.jp/>



<助成対象者>

・次の①～⑧の要件をすべて満たす方に助成します。

- ①治療開始日に、法律上の婚姻している夫婦であること
- ②治療日、申請日ともに熊取町に住所を有する夫婦であること
- ③助成を受ける妻については、検査・治療開始日が43歳未満の方
- ④医師により不妊症（一般不妊、特定不妊）、不育症の治療が必要であると判断され、その治療を受けた方
- ⑤申請日において、1治療期間が終了していること
- ⑥治療期間中及び申請日において、夫婦いずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員、又は被扶養者であること
- ⑦夫及び妻の所得の合計額が730万円未満であること ※下記の試算表参照
- ⑧町税等の滞納がないこと

<試算表>

所得制限については、夫及び妻の前年（1月から5月までの申請については前々年度）の合計額で判断します。

額名	内容	夫	妻
①所得の合計額	総所得＋退職所得＋山林所得＋土地に係る事業所得＋ 長期譲渡所得＋短期譲渡所得＋商品先物取引に係る雑所得等	円	円
②社会保険料等相当額		80,000円	80,000円
③諸控除額の計	ア 雑損控除		
右からアからカまでの 合計で該当する場合の み	イ 医療費控除		
	ウ 小規模企業共済等掛金控除		
	エ 障害者控除（1人当たり27万円）		
	オ 特別障害者控除（1人当たり40万円）		
	カ 勤労学生控除（該当する場合27万円）		
④所得額	①所得の合計額－②社会保険料等相当額－③諸控除額の計	A	B

※上記の表で算出した「夫のAの額」「妻のBの額」の合計額が、730万円未満であれば、助成対象になります。所得合計額や各種控除額については、町民税課税証明書等でご確認ください。

<助成金額>

- ・不妊治療は1回の治療につき上限5万円、不育治療は1回の治療につき上限20万円とする。
- ・助成回数は、通算6回を上限とする。ただし、初めて治療を受ける際の治療開始日の妻の年齢が一般不妊治療、特定不妊治療、不育治療とも、40歳以上43歳未満の場合、通算3回まで。
※特定不妊治療については、1回に要した費用から大阪府の助成の額を控除した額とする。

<助成の対象となる治療費>

- ・医師が必要と認めた保険適用外の不妊・不育治療に係る検査・治療費。ただし、入院時の室料差額、食事料、通院に要する交通費、文書料、その他の直接治療に関係のない費用は除く。
- ・特定不妊治療1回に要した費用から、大阪府の助成金の額を控除した額。

<助成金の申請方法>

申請者

- ・不妊症及び不育症の検査・治療を受けている方

申請窓口

- ・すくすくステーション
(熊取町健康福祉部子育て支援課子育て・母子支援グループ(熊取ふれあいセンター2階))
- ・郵送による申請はできません。

申請に必要なもの

○特定不妊治療費助成の場合

1. 特定不妊治療費助成金交付申請(請求)書(様式第1号)

申請書記入にあたっての注意事項をよく読んで記入・押印してください。

2. 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業承認通知書(原本)

3. 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(コピー可)

受診した医療機関で記入してもらってください。

受診等証明書の作成には、医療機関所定の文書作成料が必要な場合があります。(必ずしも無料で作成されるものではありません)

4. 特定不妊治療の費用に係る領収書(コピー可)

検査・治療日を含む医療機関及び薬局発行の領収書

5. 同意書

☆申請する年度の1月1日に熊取町に住民票がない方へ

申請する年度の1月1日に熊取町に住民票がない方につきましては、転入前の市町村の課税証明書または非課税証明書を提出してください。

○一般不妊治療費助成の場合

1. 不妊治療費助成事業申請(請求)書(様式第1号)

申請書記入にあたっての注意事項をよく読んで記入・押印してください。

2. 不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書(様式第2号)

受診した医療機関で記入してもらってください。

受診等証明書の作成には、医療機関所定の文書作成料が必要な場合があります。(必ずしも無料で作成されるものではありません)

3. 不妊症の検査・治療の費用に係る領収書(コピー可)

検査・治療日を含む医療機関及び薬局発行の領収書

4. 夫婦それぞれの健康保険証

5. 同意書

☆申請年度の1月1日に熊取町に住民票がない方へ

申請する年度の1月1日に熊取町に住民票がない方につきましては、転入前の市町村の課税証明書または非課税証明書を提出してください。

○不育治療費助成の場合

1. 不育治療費助成事業申請（請求）書（様式第1号）

2. 不育治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）

受診した医療機関で記入してもらってください。

受診等証明書の作成には、医療機関所定の文書作成料が必要な場合があります。（必ずしも無料で作成されるものではありません）

3. 不育症の検査・治療の費用に係る領収書（コピー可）

検査・治療日を含む医療機関及び薬局発行の領収書

4. 夫婦それぞれの健康保険証

5. 同意書

☆申請年度の1月1日に熊取町に住民票がない方へ

申請する年度の1月1日に熊取町に住民票がない方につきましては、転入前の市町村の課税証明書または非課税証明書を提出してください。

<申請期限>

- ・検査及び治療を終了した日から、6か月以内。

<助成金の支払い方法>

- ・申請書類の審査終了後、適正であると判断された場合に、申請者本人に決定通知書を郵送するとともに、申請書記載の口座に振り込みます。
- ・指定の口座への振り込みまでには、1か月から3か月かかります。

<助成金支給申請の不承認、助成の取り消し>

- ・審査の結果、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し、理由を付した通知書を送付いたします。また、虚偽の申請等不正な手段で助成を受けた場合は、助成の決定を取り消し、助成金を返納していただく場合もあります。

<申請・問い合わせ先>

すくすくステーション

（熊取町子育て支援課子育て・母子支援グループ（熊取ふれあいセンター2階））

電話：072-452-6294

